

# 平成30年度 9 月補正予算編成過程の公開

---

## 目 次

---

- |   |               |     |
|---|---------------|-----|
| 1 | 補正予算案の考え方について | 1 頁 |
| 2 | 補正予算要求事業      | 2   |
| 3 | 使用料・手数料改定等    | 5   |

名古屋 市

## 1 補正予算案の考え方について

各局からの要求に対する財政局案の考え方は以下の通りです。

区分	理 由
①	所管局の要求（見積り）通り
②	事業内容、積算内容を精査のうえ計上
③	局現計予算額の範囲内で対応を検討
④	財政局案段階では未計上

※「保留」は財政局案段階では上記の判断を行わず、市長判断に委ねる事項です。

各局からの要求に対する予算案の考え方は以下の通りです。

区分	理 由
①	所管局の要求（見積り）通り
②	事業内容、積算内容を精査のうえ計上
③	局現計予算額の範囲内で対応を検討
④	計上せず

## 2 補正予算要求事業

### (1) 総括表

(単位：百万円)  
( ) 書は一般財源額

区 分	要 求 額	財 政 局 案	予 算 案
総務局	23 (23)		— (—)
市民経済局	4 (—)	4 (—)	4 (—)
観光文化交流局	11 (11)	11 (11)	11 (11)
健康福祉局	25 (2)	25 (2)	25 (2)
子ども青少年局	8 (—)	8 (—)	8 (—)
教育委員会	20 (—)	20 (—)	20 (—)
合 計	91 (36)	68 (13)	68 (13)

(2) 各局の内訳

(単位：百万円)  
( ) 書は一般財源額

番号	事項名	要求概要	要求額	財政局案	考え方
				予算案	
1	(総務局) 議会報告会の開催 (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催	3 (3)		保留
				— (—)	④
2	(総務局) 市会だよりの例月化 (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開・発信するため、市会だよりを例月化	16 (16)		保留
				— (—)	④
3	(総務局) 区役所等における議会広報番組の放送 (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開・発信するため、区役所等において議会広報番組を放送	1 (1)		保留
				— (—)	④
4	(総務局) 市会図書室でのインターネット中継の閲覧とDVDの貸出し (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開・発信するため、市会図書室での、インターネット中継の閲覧とDVDの貸出しを実施	2 (2)		保留
				— (—)	④
5	(市民経済局) 再犯防止推進モデル事業	軽微な犯罪によって起訴猶予処分となり、福祉的な支援が必要とされた高齢者・障害者・若者を関係窓口につなぎ、その後の状況確認や必要な支援等を実施 債務負担行為 期間 ⑳～㉓ 限度額 9,450千円	4 (—)	4 (—)	①
				4 (—)	①
6	(観光文化交流局) 市民御岳休暇村セントラル・ロッジ等復旧工事の設計	平成29年6月に発生した長野県南部の地震により被害を受けたセントラル・ロッジ及び展望台復旧工事の設計	11 (11)	11 (11)	①
				11 (11)	①
7	(健康福祉局) 総合リハビリテーションセンターにおける就労定着支援及び自立生活援助	障害者総合支援法の改正により平成30年度に新設された就労定着支援及び自立生活援助を12月から実施	6 (2)	6 (2)	①
				6 (2)	①

(単位：百万円)  
( ) 書は一般財源額

番号	事項名	要求概要	要求額	財政局案	考え方
				予算案	
8	(健康福祉局) 地域密着型サービス 事業所等の消防設備 整備補助	スプリンクラー設備等設置に 対する補助 小規模多機能型居宅介護事業 所 1カ所 有料老人ホーム 2カ所	19 (-)	19 (-)	①
				19 (-)	①
9	(子ども青少年局) 保育所のブロック塀 撤去等の設計	現行の建築基準に不適合のブロ ック塀等撤去及びフェンス新設 の設計 8カ所	8 (-)	8 (-)	①
				8 (-)	①
10	(教育委員会) 学校のブロック塀撤 去等の設計	現行の建築基準に不適合のブロ ック塀等撤去及びフェンス新設 の設計 小学校 8校 中学校 7校 高等学校 4校	20 (-)	20 (-)	①
				20 (-)	①

### 3 使用料・手数料改定等

(単位：百万円)

番号	事項名	概要	実施時期	改定見込額	財政局案	考え方
					予算案	
1	(住宅都市局) 建築審査手数料（建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料）	建築基準法の改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料を新たに設定 （条例改正予定） （現行） 敷地と道路との関係の接道許可 33,000円／件 （改正後） 敷地と道路との関係の接道認定 （幅員4m以上） 27,000円／件 敷地と道路との関係の接道許可 （幅員4m未満） 33,000円／件	30年10月	—	—	①
					—	①
2	(住宅都市局) 建築審査手数料（1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料）	建築基準法の改正に伴い、1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料を新たに設定 （条例改正予定） 160,000円／件	30年10月	—	—	①
					—	①



(各局お問い合わせ先)

担 当 局 室	担 当 課	電 話 番 号
総 務 局	総 務 課	052-972-2104
市 民 経 済 局	企 画 経 理 課	052-972-3102
観 光 文 化 交 流 局	総 務 課	052-972-3106
健 康 福 祉 局	総 務 課	052-972-2608
子 ども 青 少 年 局	企 画 経 理 課	052-972-3193
住 宅 都 市 局	企 画 経 理 課	052-972-2905
教 育 委 員 会	企 画 経 理 課	052-972-3210